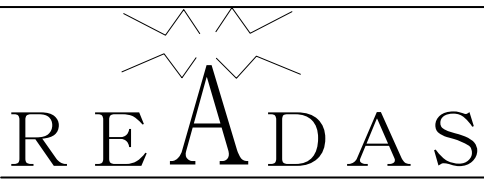


第 5267 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月14日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合

Q：国外事業者から事業者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合は、その受けた事業者が、支払対価の額を課税標準として消費税の申告をするようになるそうですが、どのようになっているのですか？

A：申告が必要なのは、一般課税により消費税の申告をする事業者で、その課税期間における課税売上割合が95%未満の事業者に限られます。

【解説】

事業者が事業者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合、次の①又は②に該当する課税期間については、当分の間、「事業者向け電気通信利用役務の提供」はなかったものとされ、リバースチャージ方式による申告は必要ないとされています。ただし、この場合には、その仕入税額控除も行えません。

- ① 一般課税で、かつ、課税売上割合が95%以上の課税期間
- ② 簡易課税制度が適用される課税期間

したがって、一般課税により消費税の申告をする事業者で、その課税期間における課税売上割合が95%未満の事業者についてのみ、申告が必要になってきます。

ちなみに、事業者向け電気通信利用役務の提供とは、次のようなものをいいます。

- ① インターネットを介した広告の配信やインターネット上でゲームやソフトウェアの販売場所を提供するサービス
- ② 契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなもの

